

単位認定・卒業評価基準

履修方法

卒業するためには、次の単位を取得しなければならない。

基礎分野	13 単位
専門基礎分野	23 単位
専門分野 I	14 単位
専門分野 II	38 単位
統合分野	12 単位
合 計	100 単位

1 単位の基準

単位の算定方法として、1 単位の授業科目を 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成する。

- 1) 講義・演習は 15~30 時間を 1 単位とする。
- 2) 実験・実習・実技は 30~45 時間を 1 単位とする。
- 3) 臨地実習は 45 時間を 1 単位とする。

2 単位修得の認定

単位修得の認定は、校内における試験(以下「学科試験」という)と臨地実習の評価によって行う。

1) 学科試験

- (1) 学科試験は授業科目毎の講義終了後に実施する。
- (2) 受験資格は、授業時間数の 3 分の 2 以上出席しているものとする。
- (3) 評価は、筆記・実技試験及びレポート等から行い、100 点を満点とし 60 点以上を合格とする。
- (4) 複数の講師による科目的試験に関する事項
 - ① 各担当時間数を基準に配点を決め、それぞれの点数を合計又は平均し、その科目的単位を認定する。
 - ② 再試験の場合は、担当講師が行う。
- (5) 試験の実施について
 - ① 技術試験を除く試験は、学籍番号順に着席して行う。場所は事前に通知する。
 - ② 試験時間は原則として 50 分とする。
 - ③ 試験開始 5 分前には、着席していかなければならない。
 - ④ 試験において不正行為があったときは、当該試験は零点となる。
 - ⑤ 試験場(自席)には、筆記用具とあらかじめ指示された物以外は持ち込んではならない。
 - ⑥ 試験開始後、体調不良や質問事項があった場合は挙手をし、試験監督の指示に従う。
- (6) 試験の遅刻・欠席について
 - ① 病気・ケガ・その他のやむを得ない理由により、開始時間に試験を受けることができない者はあらかじめ届出を提出しなければならない。
 - ② 試験に 15 分を超えて遅刻した場合は、試験の欠席と同じ扱いをする。
 - ③ 試験を欠席した場合には、追試験を受けることができる。

2) 臨地実習

- (1) 評価を受ける資格は、実習時間数の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、60 点以上を合格とする。
- (2) 実習の評価は、平常の実習態度、諸記録、レポート、カンファレンスへの参加など、総合的に評価する。

科目的成績評価は次の基準による

評価	点数	合否
A	80 点以上	合格
B	70 点以上 80 点未満	合格
C	60 点以上 70 点未満	合格
D	60 点未満	不合格

3 追試験

- 1) 追試験とは、病気、ケガ、やむを得ない理由(公欠席の理由参照)により、試験を受けることができる場合に改めて試験を受けることをいう。
- 2) 試験の期日に受験できなかつた者で、次に該当する場合には、追試験を受けることができる。

欠席事由	証明書(願書添付)
天災、非常災害(地震、台風、火災、水害など)	官公庁発行による被災証明
交通機関の突発事故	遅延証明書 事故証明書(公的機関の証明書)
公欠・忌引・出席停止	事実を証明する書類(会葬礼状・診断書等)
進学・就職試験	進学・就職試験内容証明書
病気・けが	医師の診断書又はこれに準ずる通院証明書
その他	その他必要とする事由

- 3) 追試験を希望する者は、校長が指定した期日までに、所定の追試験願(様式一願1)を提出しなければならない。ただし、公欠席に関してはこの限りではない。
- 4) 100点満点とし、60点以上を合格とする。ただし、評価は得点の8割とする。
- 5) 公欠席の場合は100点満点とし、60点以上を合格とする。

4 再試験

- 1) 試験又は追試験の成績が合格点に満たなかつた者は、当該授業・実習科目につき1回再試験を受けることができる。
- 2) 再試験を受けようとする者は、試験の成績発表後3日以内に所定の再試験願(様式一願2)を提出しなければならない。ただし、実習については再履修し、再試験を受けなければならない。
- 3) 採点は100点満点とし、60点以上を合格とする。ただし、評価の得点は60点とする。
- 4) 試験開始後30分経過したら、試験監督の指示で退場して良い。

5 未修得単位の修得方法

- 1) 以下の場合は当該単位が未修得となる。
 - (1) 傷病その他やむを得ない理由で、授業・実習の所定の出席時間の3分の2に満たない場合。
 - (2) 補習実習をしても評価が基準に満たない場合。
 - (3) 学科試験中に不正行為が認められた場合。
- 2) 未修得単位は以下の方法で修得する。
 - (1) 未修得単位の再履修を希望する場合は、所定の再履修願(様式一願3)を提出しなければならない。
 - (2) 再履修は次年度の長期休暇の時期に当該単位の授業(実習)を受け直して、資格を得る。
 - (3) 再履修の評価は、筆記・実技試験及びレポート等から行い、100点を満点とし60点以上を合格とする。

6 既修単位の認定

- 1) 本校入学前に修得した単位を、本校で修得したものとみなす場合の申請手続き及び認定の方法等について、必要な事項を定める。
 - (1) 既修得単位の認定を申請した者に対して、審査し本校入学前に大学もしくは短期大学及び専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおいて、修得した単位を本校で修得したものと認定する。
 - (2) 科目の審査・認定にあたっては、学生の申請する優先順位を考慮する。
 - (3) 既修得単位審査の結果は、既修得単位認定通知書をもって、学生に通知する。
- 2) 既修得単位の申請手続き
成績証明書と評価基準を示した書類、認定を希望する科目的授業概要(履修案内・講義要綱等の写し)を添えて校長に提出しなければならない。
- 3) 既修得単位の申請時期
(1) 申請は1年次4月末日までに一括して行なう。
(2) 学生は、認定が決定するまでに授業に出席しなければならない。

実習時間・単位

1) 実習時間 * 1日 7.5時間

- ・実習開始 8:30
- ・実習終了 16:30
- ・昼休み時間は45分とする
- ・実習場所の指示に従い、この時間の限りではない

2) カリキュラム 実習の構成及び時間規定

	単位	時間
基礎看護学Ⅰ,Ⅱ	3単位	135時間
成人看護学Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ	6単位	270時間
老年看護学Ⅰ,Ⅱ	4単位	180時間
小児看護学Ⅰ,Ⅱ	2単位	90時間
母性看護学	2単位	90時間
精神看護学	2単位	90時間
在宅看護論	2単位	90時間
看護の統合と実践	2単位	90時間
計	23単位	1035時間

3) オリエンテーションについて

臨地での実習に関する病院ごとのオリエンテーションは、各領域実習内容に従い行う。

2. 単位修得の認定

1) 成績の評価

実習評価は、実習目標の達成度及び実習への参加態度、実習記録類、実習課題の提出内容、出席状況について、自己評価・担当教員及び実習指導者からの情報提供も加味し、総合的に評価する。
また、各科目の出席時間数が全時間数の3分の2に満たない場合、評価を受けることができない。

2) 成績評価の基準

実習成績は、単位修得の認定に基づき、100点を満点として評価し、60点以上を合格とする。

3) 欠席

- ①実習を欠席する場合は、実習時間までに実習担当教員へ連絡し「欠席届」を校長に提出する。
- ②感染症の疾患に罹患している恐れがある場合、その他やむを得ない事由で欠席させることが適当と校長が判断した場合は、欠席を命ずる。

4) 補習実習

- ①出席時間数が全時間数の3分の2未満で補習実習を希望する者は、「追試験願」を校長に提出し許可を得て補習実習を受けることができる。
- ②教務会議において審議し、認めた場合に限り、補習実習を行なう。

5) 再実習

実習成績が60点未満の場合で再実習を希望する者は、「再試験願」を校長に提出し校長の許可を得て再実習を受けることができる。